

浜松市会計規則の一部を改正する規則

浜松市会計規則（昭和39年浜松市規則第7号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
(証券による納付)			(証券による納付)		
第17条 (略)			第17条 (略)		
2 (略)			2 (略)		
3 第1項に規定する証券のうち令第156条第1項第1号の規定による小切手等は、当該小切手等を領収する指定金融機関等の所在地において即日手形交換による決済のできる区域を支払地とする小切手等でなければならない。			3 第1項に規定する証券のうち令第156条第1項第1号の規定による小切手等の支払地の区域は、全国の区域とする。		
別表第1 (第45条・第46条の2関係)			別表第1 (第45条・第46条の2関係)		
設置箇所	出納員となるべき者	出納員の事務	設置箇所	出納員となるべき者	出納員の事務
(略)			(略)		
人権啓発センター	(略)		人権啓発センター	(略)	
障害保健福祉課	課長	(略)			(略)
介護保険課	課長				
(略)			(略)		
健康医療課	課長	(略)	健康医療課	課長	(1) 所管に属する事務事業に係る収入金及び歳入歳出外現金の収納
(略)					(2) (略)
(略)			(略)		
健康増進課	(略)	(略)	健康増進課	(略)	(略)
中央健康づくりセンター	(略)		中央健康づくりセンター	(略)	
浜名健康づくりセンター	(略)		浜名健康づくりセンター	(略)	
天竜健康づくり	(略)		天竜健康づくり	(略)	

りセンター		りセンター	
保健総務課	(略)	保健総務課	(略)
動物愛護教育センター	(略)	動物愛護教育センター	(略)
生活衛生課	(略)	<u>感染症対策課</u>	課長
保健所 浜北支所	(略)	生活衛生課	(略)
(略)		保健所 浜北支所	(略)
(略)		(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(あらし)

この規則は、令和8年度組織改正に伴う規定の整備その他所要の整備を行うものです。